

日本船舶海洋工学会社会貢献賞に関する内規

平成 27 年 3 月 20 日理事会承認
平成 28 年 3 月 18 日理事会承認
平成 29 年 4 月 28 日理事会承認
令和 2 年 1 月 31 日理事会承認

1. 趣旨

海事に関わる環境保全活動や災害復興活動、青少年に対する啓発活動などの、特筆すべき社会貢献を実施している個人または団体を褒賞する。

2. 選考委員会

- (1) 社会貢献賞受賞者の選考のため、社会貢献賞選考委員会（以下「選考委員会」という）を設ける。
- (2) 選考委員会の委員長及び委員は、理事会の議を経て会長が委嘱する。委員の氏名は公表しない。
- (3) 選考委員の任期は、委員会組織後定時総会までとするが、重任は妨げない。

3. 選考方法

- (1) 代議員は、受賞候補者について、別紙の推薦書に必要事項を記載のうえ、毎年所定の期日までに会長宛にこれを推薦する。
- (2) 選考委員会は、受賞者の選考を行う。選考委員長と候補者が同じ組織に所属する場合は、委員長を他の委員から互選する。
- (3) 受賞者は、毎年 1 件 1 名あるいは 1 団体を原則とするが、選考の結果適当な候補者がいない場合は、その年の授賞を見送ることがある。
- (4) 本学会の事業活動による社会貢献については、原則として感謝状による表彰とし、社会貢献賞の対象とはしない。
- (5) 選考委員会は、毎年 3 月末日までに選考の結果を理事会に報告しなければならない。
- (5) 選考理由（落選を含む）は委員会内文書とし、保存期間を作成の日から 2 年間とする。

4. 授賞

授賞は定時総会または講演会において行う。

附 則

- (1) この内規は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- (2) この内規の改定は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- (3) この内規の改定は、平成 29 年 4 月 28 日から施行する。
- (4) この内規の改定は、令和 2 年 2 月 1 日から施行する。

(代議員用)

日本船舶海洋工学会
令和 年 社会貢献賞 推薦書

提出	年	月	日	受付 No.	年	月	日
社会貢献の件名							
推 薦 者	代議員氏名						
	印 (メールでは省略可)						
推 薦 者		連絡先					
候 補 者	氏 名 (代表者名)		所 属 (団体名)		連 絡 先		
推 薦 の 理							